ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけ、強化・充実に努めています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。当社は、社外監査役2名を常勤とし、豊富な業務経験と幅広い見識をもって客観的かつ中立的な立場から取締役会での質疑、取締役への助言および意見交換を行うとともに、内部監査部門および会計監査人と連携し、監査機能が十分に発揮されるよう努めています。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2022年6月28日付けにて補欠監査役を1名選任し、万全の体制を期しております。

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名）で構成され、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。2021年度から執行役員制度を導入し、業務執行の責任と権限を明確にすることにより、経営の機動性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

なお、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」およびコーポレート・ガバナンス報告書については、当社ホームページをご覧ください。

●堺化学のコーポレートガバナンス概略図　（2022年6月末現在）

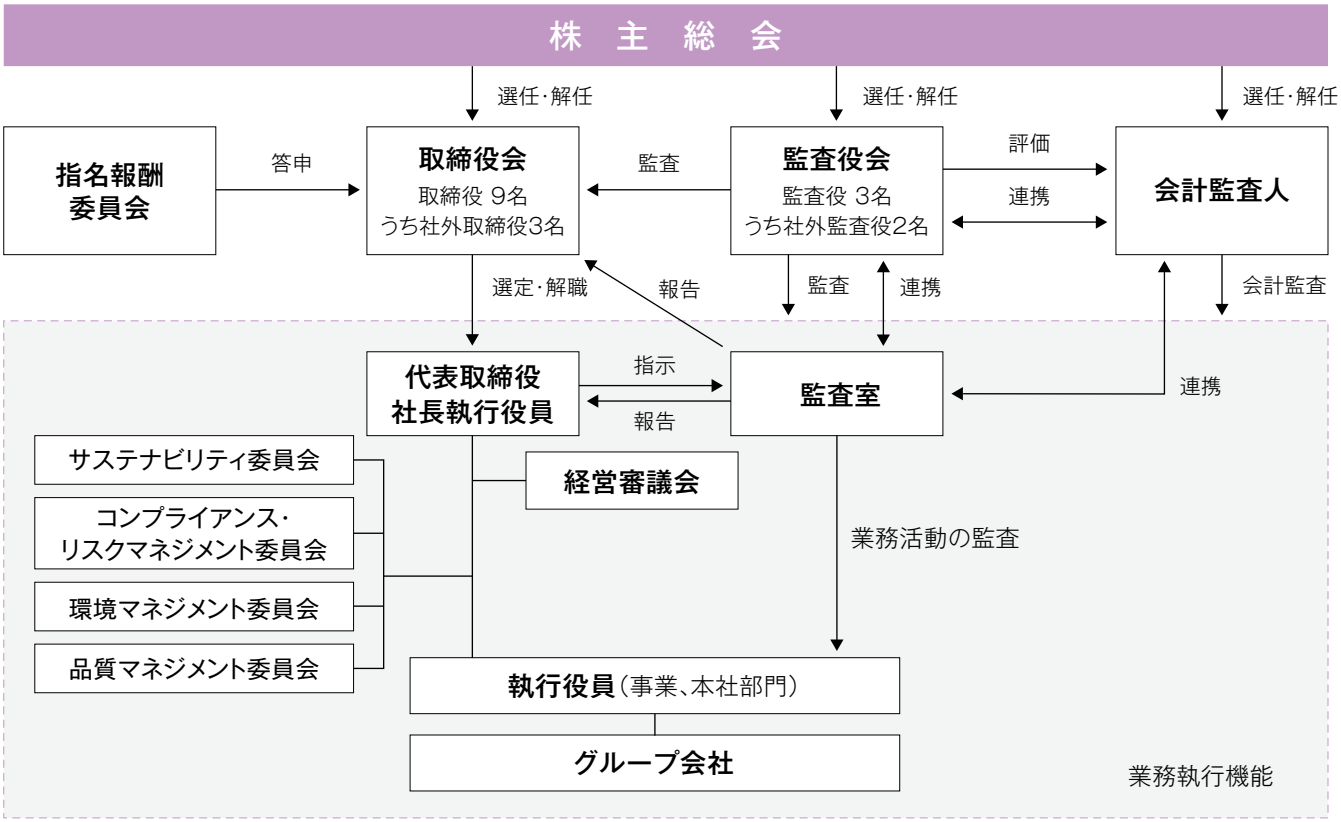

指名報酬委員会

当社は、取締役会における取締役などの人事や報酬に関する意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を確保するため、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会は、独立した客観的な視点を取り入れるため、構成員5名のうち3名が独立役員です。取締役などの選任・解任、後継者計画・育成、報酬等について審議を行い、その結果を取締役会にて報告しています。

2021年度は、指名報酬委員会を3回開催し、経営人材の育成状況の確認、役員報酬制度の見直し要否の検討、次期役員体制などについて議論しました。

取締役会の実効性評価

当社は、全取締役および全監査役に対して取締役会の実効性に関するアンケートを毎年実施し、自己評価を行っています。当事業年度は経営の監督と執行を明確に区分するために執行役員制度を導入し、取締役でない執行役員にも取締役会で業務の執行状況を3ヶ月に1度報告する運用を開始しました。このほか、経営ミッション・ビジョンの浸透や人材育成等に関する議論を行いました。

ガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス・リスクマネジメント（CRM）体制

コンプライアンス・リスク管理それぞれの活動を推進する組織として、「コンプライアンス・リスクマネジメント（CR）委員会」を発足させ、その配下に「コンプライアンス推進部会」、「リスク管理部会」を設置しております。このCRM体制の下、事業運営に大きな影響を及ぼすリスクを「全社重要リスク」と定め、リスク管理に全社的に取り組んでいきます。

●コンプライアンス・リスクマネジメント推進体制図

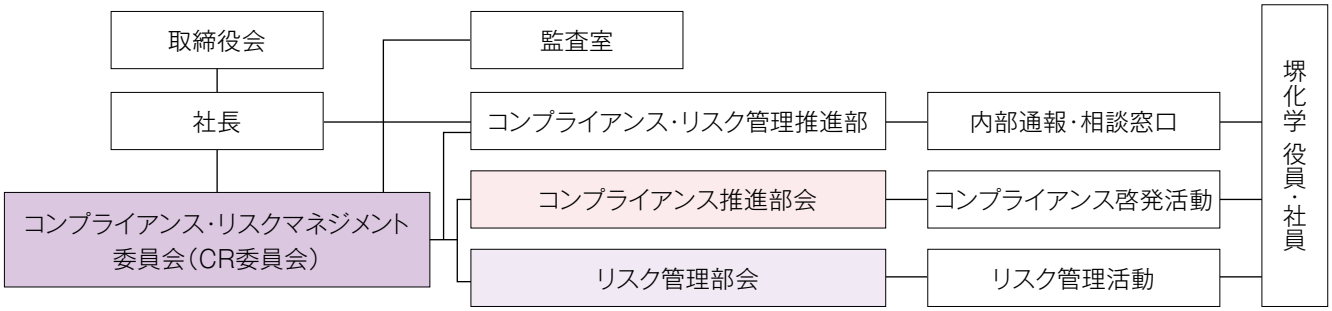

コンプライアンス推進活動

●コンプライアンス推進月間の実施

当社では、毎年10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、Eラーニングのほか、各部署でのケーススタディ学習会やコンプライアンスハンドブック講読会の実施、コンプライアンス標語の公募等の啓発活動を行い、コンプライアンス意識向上に取り組んでいます。また、応募された標語の中から優れた作品を選んでポスターにして各職場に掲示を行うなど、社員一人ひとりのコンプライアンス意識の浸透を図っています。

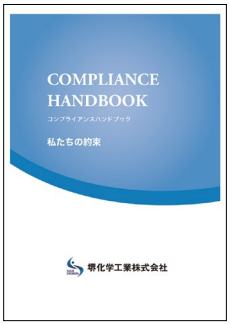

コンプライアンスハンドブック

コンプライアンス標語ポスター

●制度や規程の充実

【コンプライアンスマニュアルの整備】

①内部通報

2022年6月の「公益通報者保護法の一部改正」に伴い内部通報制度を改正しました。主要な改正点は、従来の内部通報の窓口を「公益通報対応業務従事者」に指定したことです。また、全社員を対象にした制度説明会を実施しました。

②接待・贈答の取扱い

当社は、透明かつ健全で公正な取引関係を維持するため、取引先企業に対して贈答・接待の要求、および要求をほのめかすことを禁じております。社会通念上一般的な範囲内で贈答・接待を受ける場合でも、上司への報告ならびに接待・贈答受領記録を義務付けております。

【内部通報制度の運用実績（2021年度）】

本制度により、社員などから、受付・相談窓口（ヘルプライン窓口）および外部通報窓口（顧問弁護士）に寄せられた通報に対して、遅滞なく聴き取り、調査などを行い、法令違反の事実その他何らかの改善が必要とされる事実があると認められる場合は、是正・対応措置を講じており、2021年度は以下の対応状況となりました。

通報受付窓口	ヘルプライン窓口	外部窓口	合計
通報件数	9件	0件	9件
受理件数	9件	0件	9件
調査に着手した件数	9件	0件	9件
是正・対応措置を講じた件数	8件※	0件	8件

※ 是正・対応措置を必要としない事案1件あり
是正・対応措置の概要：職場の体制・環境改善、社内規程の整備、人事対応などによる。

●コンプライアンス啓発活動の取り組み

当社は、製造工程の一部を構内の協力会社および派遣会社に委託しております。そのため、全社員が正しい請負および派遣に関する知識を習得して適正な管理体制を構築することが必須です。また、自由で公正な経済活動を行うため独占禁止法の理解が不可欠であることから、2021年度は、以下の内容の研修を実施しました。今後も各種法令の研修会を継続的に開催し、啓発に努めてまいります。

①下請法講習会（2021年7月）

公益財団法人公正取引協会から講師の方を招き、基幹職（※P.17ご参照）を対象に、「下請法講習会」を5回開催しました。

②独占禁止法研修会（2022年2月）

当社役員及び当社グループ会社役員を対象に、顧問弁護士による、「独占禁止法研修会」を開催しました。

③請負・派遣講習会（2022年3月）

請負・派遣作業員が所属する職場の従業員を対象に、顧問弁護士による「請負・派遣講習会」を開催しました。

リスク管理活動

●全社的な重要リスクへの取り組み

前年度に定めた「情報漏洩リスク」と「環境リスク（大気・水質）」に加え、2021年度は湯本工場爆発火災事故をふまえ、新たに「爆発リスク」を抽出し、これら3つの「全社重要リスク」対策に取り組んでまいりました。

それぞれについて、主管部門と協力部門を定め、事業に与えるインパクトが大きいリスクを抽出し、その発生の予防策や、万が一リスクが発生した際の影響度の低減を図るための実効性の高い対策の検討・実施を進め、より信頼性の高いリスク管理を目指していきます。

●リスク管理研修

CRMの向上には、従業員一人ひとりのリスクマネジメント手法（リスクの抽出、リスクシナリオ作成、リスク評価、リスクマップ作成、対応策の策定）の向上が欠かせません。

2021年度は、課長クラスを対象に研修を行い、リスクマネジメント手法の理解を深めました。当社では、リスク評価をする際の人によるばらつきを最小化することもCRMの向上に寄与するものと考えており、2022年度は本課題にも取り組んでいきたいと考えております。

情報管理体制

当社は全社的な情報管理体制を確立し、企業秘密情報の基本的な管理方法を定める「情報管理規程」、電磁的な情報資産の適切な取り扱いを定める「情報セキュリティ規程」、当社従業者の特定個人情報等の適正な取扱いを定める「特定個人情報等取扱規程」、個人情報の漏洩などによる企業利益の損失を防止する「個人情報保護規程」を整備しています。また、当事業年度から標的型攻撃メールの対応訓練を開始し、多様化する情報セキュリティリスクの周知・低減に取り組んでいます。当事業年度は、当社グループのカイゲンファーマ㈱にて、ランサムウェアによるサイバー攻撃で社内システムが1日間停止するトラブルが発生しましたが、身代金支払いや情報漏洩はなく、システムはバックアップデータから復旧し、問題なく稼働しました。

BCM基本方針

1. いつ、いかなる時も人命の安全を最優先する。
2. 地域社会に迷惑をかけないよう、二次災害の防止に努める。
3. 災害発生時には、地域社会、行政、取引先企業等と連携して地域の復旧に努める。
4. 災害発生時において、重要業務を中断させず、事業活動が中断した場合も目標復旧時間内に機能の再開に努めるなど、顧客の流出、シェアの低下、企業価値の低下等のリスクの低減を図る。

BCPの取り組み

当社は、「事業継続管理システム（BCMS※1）規程」、ならびに同規程に基づく「事業継続計画（BCP※2）」を主要拠点である小名浜、堺、東京地区において策定しております。特に堺事業所では南海トラフ大地震発生による津波リスク、付近を流れる大和川の氾濫による洪水リスク、港に面していることから台風による高潮リスクといった多くの災害リスクが想定されており、設備面を中心に対策を進めているところです。

これからも万一の事態が発生しても人命を確保して適切に行動ができるよう、BCMS規程の改定と運用の改善に取り組んでまいります。

※1　BCMS : Business Continuity Management System（事業継続管理システム）　※2　BCP : Business Continuity Plan（事業継続計画）

湯本工場爆発火災事故の調査報告

本事故については、外部有識者3名を招いて事故調査委員会を立ち上げ、事故原因の究明および再発防止策に関する調査や議論を重ね、2022年1月7日に事故調査報告書を取りまとめました。この事故調査報告書は、当社ホームページにて公開しております。今回の事故の反省を踏まえ、同様の事故防止に向けて、これからも改善と努力を継続してまいります。

なお、亜鉛末事業については、誠に残念ながら当事業から撤退することと致しました。

事故原因（右図をご参照下さい。）

①分級ファンの羽根に付着していたスケール（亜鉛末の塊、堆積物）が、ファン起動時に偶発的に剥離したことで分級ファンのシャフト（回転軸）がずれて偏芯し、シャフトとモーターのカバーが接触して発熱することで高温物体や火花が発生して着火源となった。（分級ファン：亜鉛末を粒子の大きさで分けるための気流発生用ファン）

②偏芯によって生じた激しい振動で捕集ビンに堆積していた亜鉛末が舞った。

③その亜鉛末がファンの稼働で生じた空気流に乗って着火源のところまで浮遊した。

④「粉じん爆発」が生じて火炎が工程内を伝播した。

⑤集塵機や分級セパレータ、マルチサイクロンでも爆発が発生した。

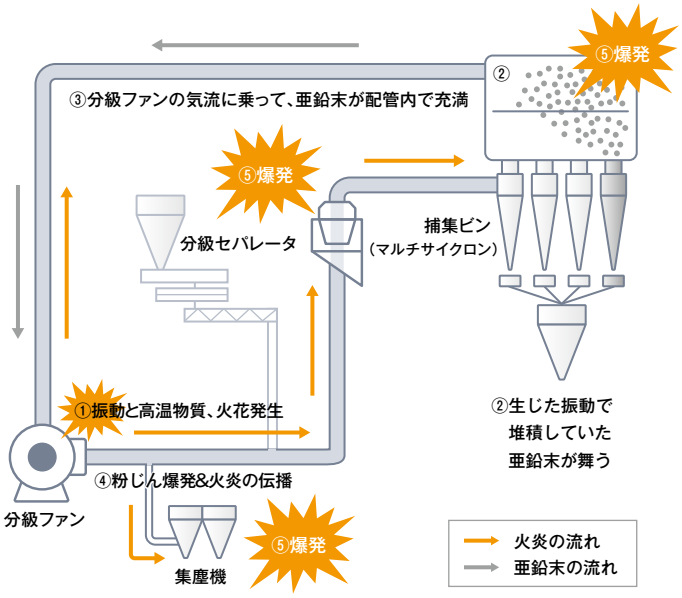

再発防止策

設備面での対策として検知システムの導入（偏芯異常をセンサーで検知し、瞬時に操業を停止させる）や堆積物除去の清掃頻度の向上を、また人的な対策として安全意識の再教育を徹底することなど、多くの対策を取りまとめました。

湯本工場爆発火災事故を教訓として

二度とこのような事態を引き起こさないように、事故調査委員会による調査と並行し、当社内において、消防法上の危険物第二類（可燃性固体）の取扱い状況の調査と爆発・火災防止対策を徹底しました。また、事故原因であった亜鉛末と同様に、粉じん爆発を起こす可能性のある粉体製品を全社にてリストアップし、第三者機関（公益社団法人産業安全技術協会）による爆発特性試験を実施しました。その結果、爆発性を有すると判定された製品については、外部の専門家の助言を得ながら、各対策を進めております。

また、事故調査報告書にまとめられた再発防止策についても下記のとおり順次実施しております。

堆積粉じんの除去

・各事業所で堆積粉じんの確認および除去作業を実施し、今後も定期的に実施していきます。

爆発火災事故の風化防止

・事故発生日に経営トップからのメッセージを発信します。

・全社員を対象とした安全講演会などを開催します。

安全衛生活動への取り組みの強化

・「安全衛生基本方針」を2022年1月1日付で制定し、周知しております。（P. 20ご参照）

・危険性評価にて粉じん爆発の危険性があると判定された製品を取り扱う工場では、作業マニュアルを見直し、危険性の周知や可燃物の安全保管などを実施します。

・設備に対するリスクアセスメントを実施し、安全計装システム、可燃性粉体の集塵機の野外設置、および圧力放散口の設置などの設備改善を進めております。

・協力会社への作業に関する注意事項を整備し、さらに、安全教育と安全監査を強化します。

今後は、粉じん爆発に焦点を当てた再発防止策だけでなく、より安全な工場を目指した安全衛生活動を推進してまいります。